

まちなか居住推進事業補助金

(住宅のリフォーム支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

住宅の居住環境及び地区防災の向上を図り、子育て世帯が末長く住み続けられるよう、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 子育て世帯
- 補助対象区域内に住宅を所有していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること など

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注するリフォーム工事で、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - ㊦ 住宅の一部の改築、増築又は減築工事
 - ㊧ 外壁工事、屋根工事、住宅の耐久性を高める工事
 - ㊨ バリアフリー化、床暖房等、住宅の居住性を良好にするための工事
 - ㊩ ユニットバス、トイレ等の設置等、住宅の衛生上必要な工事
 - ㊪ その他市長が必要と認める工事

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（上限130万円）
※空き家の場合は3/4（上限195万円）
- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、接続工事費の1/3（上限30万円）を加算
※1,000円未満の端数は切り捨て

まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）等と併用する場合、別途上限額があるため、市へお問い合わせください。

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 住宅の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とします。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長

